

横浜市立秋葉中学校の教育活動を支援するファンド事業規則

平成 27 年 5 月 22 日制定

(名称)

第 1 条 本事業は「横浜市立秋葉中学校の教育活動を支援するファンド」(以下、秋葉中ファンド)と称する。

(目的)

第 2 条 本事業は、横浜市立秋葉中学校 PTA 及び横浜市立秋葉中学校元 PTA、横浜市立秋葉中学校同窓会、地域の皆様が共同して、横浜市立秋葉中学校の教育活動を支援し、振興することを目的とする。

(活動)

第 3 条 本規則第 2 条に掲げる目的を達成するため、本事業は次の諸活動を行う。

- (ア) 学校教育活動の支援
- (イ) 学校教育の環境整備の支援
- (エ) 学校一地域連携事業の推進
- (オ) 募金活動

(運営委員会)

第 4 条 本事業の運営のため、運営委員会をおく。

- 2 運営委員会は、運営委員をもって組織する。
- 3 運営委員会は、委員長が開催する。または、運営委員の三分の二の同意をもって開催する。
- 4 運営委員会は、運営委員の三分の二以上の出席をもって成立し、協議事項は出席委員の過半数をもって可決する。

(運営委員)

第 5 条 運営委員は、次の各号に定める者をもって充てる。

- (ア) 横浜市立秋葉中学校 PTA より 2 名程度
- (イ) 横浜市立秋葉中学校元 PTA より 2 名程度
- (ウ) 横浜市立秋葉中学校同窓会より 2 名程度
- (エ) 地域学校関係者より 2 名程度
- (オ) その他、運営委員会が必要と認める者

(役員及びに任務)

第 6 条 運営委員会に、委員長 1 名、副委員長 3 名、会計 1 名をおく。

- 2 委員長は、運営委員の互選により決定する。
- 3 副委員長、及び会計は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、運営委員会を代表し、会計を統括する。
- 5 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 6 会計は事業費の管理を行う。

(事務局)

第7条 運営委員会の事業の円滑な運営のため、横浜市戸塚区秋葉町 271-3 横浜市立秋葉中学校内に事務局をおく。

- 2 事務局には、事務局長 1 名をおく。
- 3 事務局長は、運営委員の中から委員長が指名する。

(監査委員及び任務)

第8条 事業にかかる会計を監査するため、監査委員 2 名をおく。

- 2 監査委員は、運営委員以外の者をもって充て、運営委員会の承認により、委員長が委嘱する

(運営委員・監査委員の任期)

第9条 運営委員及び監査委員の任期は 1 年とし、再任を妨げないものとする。

- 2 前項の任期は当該事業年度の最初に開催される運営委員会の時に始まり、次年度の事業年度の最初に開催される運営委員会前に終了する。

(事業運営体制及び協力員)

第10条 事業の運営を円滑に行うため、部会を設置し、協力員をおくことができる。

(予算)

第11条 予算は毎年度、第 1 回運営委員会で審議し、承認する。

- 2 臨時支出が発生した場合は、運営委員会の議決をもって決定する。

(事業会計)

第12条 本会の事業年度は 1 年、毎年 4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 31 日に終わる。

- 2 事業の決算にかかる決算書や、監査委員の意見を付し、運営委員会で審議を行い、議決を経なければならぬ。

(繰越金)

第13条 事業年度末における余剰金は、全額を次年度への繰越金とする。

(規約の改定)

第14条 この規則の改定は、運営委員会において出席委員の三分の二以上の賛成を得なければ変更することができない。

(ファンドの解散)

第15条 秋葉中ファンドの解散は、運営委員数の三分の二以上の賛成を得なければならない。

【附則】

- 1 この規則は、平成 27 年 5 月 22 日より施行する。
- 2 秋葉中ファンド設立当初の事業年度は、第 12 条の事業年度の規定にかかわらず、設立日から平成 28 年度 3 月 31 日までとする。

横浜市立秋葉中学校の教育活動を支援するファンド事業細則

平成 27 年 5 月 22 日制定

(運用)

第 1 条 1 学校教育活動の支援

- ・外部講師誘致にかかわる費用（市費等で充当できないもの）
- ・施設、備品充実にかかわる費用（市費等で充当できないもの）
- ・部活動にかかわる費用（市費、部活動応援基金等で充当できないもの）
- ・生徒の学校外活動にかかわる費用（市費等で充当できないもの）

2 学校教育の環境整備の支援

- ・校地内の植栽等の整備（市費等で充当できないもの）
- ・施設、備品充実にかかわる費用（市費等で充当できないもの）
- ・危機管理にかかわる費用（市費等で充当できないもの）

3 秋葉中ファンド事業運営にかかる費用

- ・配布物の用紙代等

(会計)

第 2 条 1 手紙に封筒を添えて配布する。集金後は領収書を発行する。

2 口座に直接寄付をお願いする。

3 年度末には決算報告を義務とする。

(構成)

第 3 条 秋葉中ファンドについては手紙等でお知らせし配布するが、賛同するかどうかは個人の自由とする。

(細則の改廃)

第 4 条 この細則の改廃については、運営委員会の承認のもと、関係者への周知をもって行う。

(附則)

第 5 条 この細則は、平成 27 年 5 月 22 日より施行する。